

吹田市立消費生活センター条例現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p><u>吹田市立消費生活センター条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>吹田市立消費生活センターの設置及びその管理</u>に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>吹田市立消費生活センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>吹田市立消費生活センター</u></p> <p>(2) 位置 吹田市朝日町3番203号</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 <u>吹田市立消費生活センター</u>（以下「消費生活センター」という。）は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安全、安定及び向上の確保に資することを目的とする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 <u>消費生活センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(許可の制限)</p> <p>第6条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>第3条に規定する目的に反するとき。</u></p> <p>(2) <u>管理上やむを得ない事情があるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他市長が不相当と認めるとき。</u></p>	<p><u>吹田市消費生活センター条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の2第1項の規定に基づき、同法第10条第2項の消費生活センターの設置及び事業等</u>に<u>必要</u>な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>消費生活センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>吹田市消費生活センター</u></p> <p>(2) 位置 吹田市朝日町3番203号</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 <u>消費生活センター</u>は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安全、安定及び向上の確保に資することを目的とする。</p>

現 行	改 正 案
<p><u>(許可の取消し等)</u></p> <p><u>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。</u></p> <p><u>(3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第8条 消費生活センターの施設の使用料は、無料とする。</u></p> <p><u>(特別の設備の設置等)</u></p> <p><u>第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(免責)</u></p> <p><u>第10条 この条例に基づく処分によつて使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市民及び市内の消費者関係団体で組織される団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に消費生活センターの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。</u></p> <p><u>(1) 第4条第1項（第2号を除く。）に規定する事業の実施に関する業務</u></p> <p><u>(2) 使用の許可に関する業務</u></p> <p><u>(3) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、消費生活センターの管理に関し市長が必要と認め</u></p>	

現 行	改 正 案
<p><u>る業務</u></p> <p>2 市長は、前項の規定により指定管理者に消費生活センターの管理を行わせる場合においては、消費生活センターの設置目的を最も効果的に達成することができる<u>と認められる団体を指定管理者として指定する。この場合において、当該団体は、規則で定めるところにより、指定の申請をしなければならない。</u></p> <p>3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、<u>実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</u></p> <p>4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが<u>適当でない</u>と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>5 第1項の規定により指定管理者に消費生活センターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第5条から第7条まで及び前2条中「市長」とあるのは、「<u>指定管理者</u>」とする。 <u>(指定管理者候補者選定委員会)</u></p> <p>第12条 前条第1項の規定により指定管理者に消費生活センターの管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「<u>選定委員会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定について審議し、<u>答申するものとする。</u></p> <p>3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p> <p>7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>	

現 行	改 正 案
<p>8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第5条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>